

第三章 歐洲大戰中に於ける對外通商交渉

二三四

二四八  
一、〇〇一

一、一三四  
六、一一三

一、五六一  
三六八

五、〇六五  
二、六二七

一、三三三  
二、六七二

一、一三三  
二、八六八

一、一四四  
一、一四一

一、一四一  
一、一四一

一、一七七四  
大正五年

一、一七七四  
大正二年

### 第三節 獨、墮洪との條約消滅

前記の如く日本が獨逸に對して爲した大正三年八月二十三日付對獨宣戰布告により明治四十四年六月二十四日日獨間に調印の通商航海條約及特別相互關稅條約は附屬協定稅率と共に其の效力を消滅することとなつた。而して墮地利洪牙利に對しては宣戰布告もせず戰爭行為もしなかつたのであるが、墮洪は獨との同盟國なるにより獨逸との條約消滅と同時に墮洪に對しても大正元年十月二十八日調印の通商航海條約は同様其の效力を消滅せるものと看做された。

右明治四十四年締結の日獨相互關稅條約附屬稅表甲號に於ては革類、サリチール酸、塗酸キニーネ及硫酸キニーネ、人造藍、アリザリン染料及アニリン染料、毛織絲、毛綿織物、包裝用紙及燐寸用紙、亞鉛板、瓦斯機關、石油機

關及熱氣機關、並に右瓦斯機關等と結合したる發電機の十二稅目に亘り稅率を協定し、乙號に於ては獨逸に對する本邦の特產輸出品たる木蠟、寒天、羽二重、羽二重手中、經木及麥稈眞田、花蓮、鉢鉗、漆器の十二稅目に付稅率を協定し居る。而して右條約消滅により前記甲號表所載物品に對して、本邦は右低率なる協定稅率の束縛より免れ、自由に國定關稅を適用し得ることとなつた次第なるが、右協定物品中染料、毛織絲、毛綿織物、包裝用紙等に付ては、本邦に於て關稅を多少引上ぐる場合に於ては發達の見込みありしを以て、之が廢棄を有利なりとする理由があつた。又乙號表所載物品中羽二重、花蓮、鉢鉗、漆器に付ては獨逸の國定關稅束縛を可とする點があつたが、其の他の物品は主として原料品なる故に、事實關稅協定なきも關稅引上げの心配なきものであつた。前者と雖も甲號表所載物品中本邦に於て關稅保護を必要とするものに比し、其の重要程度は僅少なるを以て、本邦としては戰爭により日獨諸條約の廢棄せらるゝことは有利とする事情があつた。現に日獨協定稅率廢棄後、本邦に於ては染料、毛織物等に對し關稅を引上げたるのみならず、特に政府に於て大日本染料株式會社を設立し、配當補償、其の他種々の保護を講ずるに至つた。更に進んで染料輸入に對しては許可制度を採用し、之が輸入を制限するに至つた。右本邦に於て輸入染料に對し制限主義を採用し、又硫酸アンモニユーム等に對しても右許可制度を適用せんとするに至つたことは、歐洲大戰後獨逸との新條約締結の交渉をして甚だ困難ならしめた。

次に日獨開戰當時に於ける兩國貿易關係を見るに次表に示すが如く、明治四十三年小村條約改正前に於ては、本邦よりの輸出額千百萬圓に對し、獨逸よりの輸入額は六千八百萬圓に及んだ。即ち小村條約改正による本邦關稅引上げの爲め、兩國の貿易關係に影響を及ぼすことなく、獨逸側の本邦に對する輸入超過の情勢は寧ろ一層甚しくなりたることが窺はるゝのである。右理由は本邦よりの重要輸出品中魚油、樟腦、銅眞田類等の原料品は其の供給力不足の爲め本

邦に於ける價格騰貴し羽二重、羽二重手中、鉢鉗、陶磁器等の製造品は獨逸側に於ける國民生活上其の需要を增加し得ざるものに屬したが爲めである。之に反し獨逸側の輸入品中藥劑類、染料及機械類は特別優良の獨逸特產品たるのみならず、製造工業發達上本邦に於て寧ろ之が輸入を歡迎せざるを得ざる事情ありたるが爲めである。是等輸入品に對する小村條約改正による關稅引上も甚だ低率にして、之が爲め輸入を減少するが如きことがなかつたからである。小村關稅改正により獨逸よりの輸出減少したものは鉛筆、トツブ、モスリン、鐵板、鐵釘、セルロイド等に過ぎない。

第十二表 戰前戰後日獨貿易關係表 (單位千圓)

重要輸出品類	(甲) 輸出					
	明治四三年	大正二年	昭和元年	昭和四年	昭和九年	昭和一二年
輸出總額	一一〇八一	一三〇四一	七七五	二二九九	一五二三〇	二二七九一
豆	一	一	一	一	一	一
○ 塞 鮮	一	一	一	一	一	一
魚	一	一	一	一	一	一
罐	二〇八	二〇八	三五	一六	一	一
介	一	一	一	一	一	一
天	一	一	一	一	一	一
詰	一	一	一	一	一	一
皮	五〇	一〇八	一一九	一一〇	一〇六〇	一一三
皮	一	一	一	一	一	一
油	一	一	一	一	一	一
油	一	一	一	一	一	一
生	一	一	一	一	一	一
菜	一	一	一	一	一	一
○ 木	一	一	一	一	一	一
○ 木	一	一	一	一	一	一
蠟	一	一	一	一	一	一
子	一	一	一	一	一	一
一六	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
四	一五	一五	一五	一五	一五	一五
四	一五	一五	一五	一五	一五	一五
五	二四	二四	二四	二四	二四	二四
五	三三	三三	三三	三三	三三	三三
六	三五	三五	三五	三五	三五	三五
七	一五	一五	一五	一五	一五	一五
七	一五	一五	一五	一五	一五	一五
七	一五	一五	一五	一五	一五	一五
七	一五	一五	一五	一五	一五	一五

第三章 歐洲大戰中に於ける對外通商交渉

○絹帽	○漆	○竹製籠及器具	○鉛磁	○二手綿絲	○油及漆	○薄荷脣膏	○化油	○硬樟脣膏
同	同	同	同	同	同	同	同	同
モスリン	モスリン	モスリン	モスリン	モスリン	モスリン	モスリン	モスリン	モスリン
1118	1123	1123	1123	1123	1123	1123	1123	1123
同	同	同	同	同	同	同	同	同
1104	1110	1110	1110	1110	1110	1110	1110	1110
モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク
1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク
モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク
モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク

備考品名の上に○印を附せるは日獨協定税品とす。

(乙) 輸入

明治四十三年	大正二年	昭和元年	昭和四年	昭和九年	昭和一二年	昭和一四年
同	同	同	同	同	同	同
1131	1124	1124	1124	1124	1124	1124
モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク
モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク

人 造	藍	同	同	同	同	同	同	同
○アリザリゾン染料	コールタル分離物及生成品	木還元剤	硫酸アソニミニウム	染料(雜)	木素	ダイナマイト	硫酸酸化薬類	○サルチール酸類
ト ウ プ	ニカツ	ニカツ	ニカツ	ニカツ	ニカツ	ニカツ	ニカツ	ニカツ
○毛織絲綸	同	同	同	同	同	同	同	同
布帛類(雜)	同	同	同	同	同	同	同	同

  

○アニリン染料	直接染料	染料(直接染色性染料)	合成染料	同	同	同	同	同
10	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111	1111
モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク
モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク
モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク	モク

第三章 歐洲大戰中に於ける對外通商交渉

一一一

◎羅紗(毛)

二三九

一六六

一〇四

一一一

○同毛綿

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

◎モスリン

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

◎フランネル

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

○模造羊皮紙

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

○鐵帶板

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

○鐵鏈板

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

○鐵鏈管

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

○鐵鏈柱

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

○鐵鏈錠

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

○鐵鏈鏈

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

○鐵鏈錠

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

○鐵鏈鏈

二三九

一六六

一〇四

一〇四

一一一

備考

品名の上に○印を附せるは日獨協定税品、

◎印を附せるは第三國との協定税品とす。

第三章 歐洲大戰中に於ける對外通商交渉

一一一

而して歐洲大戰開始と同時に獨逸と本邦との間に於ける貿易は瑞典、諾威、瑞西を經由し幾分行はるゝの外なきこととなつたが、瑞西經由も一九一五年（大正四年）五月二十三日伊太利參戰後は不可能となつた。其の爲めに日獨兩國間の貿易は開戦と同時に激減し、大正三年に於ける本邦よりの輸出額は九百九十六萬二千圓、獨逸よりの輸入額は四千四百九十二萬二千圓に減少し、其の後大正四年より大正七年に至る迄は本邦よりの輸出は殆ど絶無となり、獨逸よりの輸入額は大正四年に五百九十一萬九千圓、大正五年に四百十三萬九千圓、大正六年に二百五十二萬圓、大正七年に三百四十三萬圓、大正八年には二十五萬九千圓に激減するに至つた。尤も當初は英佛側に於ける對獨經濟封鎖未だ嚴重ならざりしが爲め、瑞典及諾威經由獨逸との貿易は相當行はれ、之が爲め大正二年に於ける本邦より瑞西、諾威への輸出額は四萬八千圓大正三年には十四萬圓なりしものが、大正四年には千二十八萬圓の多きに上つた。然るに其後是等中立國經由獨逸に間接輸入せらるゝ貨物に對しても聯合國側に於て嚴重なる封鎖行はるゝに至りたる爲め、右兩國への輸出も大正六年には本邦より輸出二百二十萬圓、大正七年には二百萬六千圓に過ぎざることとなつた。上記兩國よりの輸入に於ても大正二年に於て五百六十萬圓のものが、大正三年には五百五十萬圓、大正四年には七百五十萬圓、大正五年には千三百三十萬圓の多きに上つたが、同様の理由により大正六年には五百五十萬圓、大正七年には三百九十萬圓に過ぎざることとなつた。

壞地利洪牙利と本邦との貿易關係は、明治四十三年に於ける本邦よりの輸出額百二十萬圓に對し、輸入額二百八十萬圓、大正二年には本邦よりの輸出額九十萬圓に對し、輸入額三百九十萬圓に過ぎない。而して獨逸の場合に於けるが如く本邦よりの輸出品は主として原料品なるが故に其の關稅は無稅又は低稅なりしに反し、輸入品は主として製品なりしが故に、戰爭による條約の廢棄は本邦に於て差したる支障を生ぜざるものであつた。同國との貿易も亦開戦と同時に殊に伊太利の參戰以後に於ては殆ど絶無となり、大正三年に於ける本邦よりの輸出額五十四萬五千圓を示し

たるのみにして、其後大正八年迄殆ど絶無に近きものであつた。之と同様本邦への輸入も亦大正三年には百九十萬圓のものが、大正四年には七萬圓、大正五年には四萬圓、大正六年には二萬圓、大正七年には僅に二千圓となり、大正八年には殆ど絶無となつた。

第十三表 戰前戰後日壞、匈國貿易關係表 (單位千圓)

(甲) 輸 出	重要輸出品			
	明治四十三年	大正二年	昭和元年	昭和四年
輸出總額	一、一六〇	九三八	三五二	六二
米	四五三	一	一	一
銅	二〇九	三〇七	一	一
屑絲及真綿	二〇〇	一四八	一	一
魚油及鯨油	四六	一四二	一三四	一
(乙) 輸入	一	一	一	一
輸入總額	二、七八二	三、八九〇	三、二八一	一、七一八
重要輸入品	一、〇五一	三一〇	九四	一
模造日本紙類	一七三	二三九	四一	一
麥條	三七九	二九六	二七四	一
鐵線	二三一	一四	六三	一
織絲	五八三	一八二九	一六二六五	五〇四

**備考** 品名の上に◎印を附せるは第三國との協定税品とす。

歐洲大戰前獨逸と各國との貿易關係を見るに、一九一三年に於ける獨逸總輸入額百十二億六百萬馬克の中、オーストリア・ハンガリー、土耳其等の同盟國よりの輸入額は僅に十二億三百萬馬克に過ぎない。之に丁抹和蘭、瑞典、瑞西、諾威の如き獨逸と近接せる中立國との貿易を加算するも輸入總額は三十一億九百萬馬克、即ち總輸入額の二割八分に過ぎなかつた。獨逸よりの輸出も亦一九一三年に於ける總輸出額百二億馬克の中、上記同盟國側への輸出額九億百萬馬克、近接中立國を計算するも其の輸出額十九億四千萬馬克、即ち總輸出額の一割九分に過ぎない。以て獨逸が聯合國側の經濟封鎖により疲弊を來たし、結局和を請はざるべからざるに至つた理由を諒解し得べしと思ふ。

オーストリア・ハンガリーの場合に於ては一九一二年に於ける總輸入額三十五億六千六百萬クローネンの中、同盟國側よりの輸入額十四億七千九百萬クローネン、之に和蘭、瑞西の輸入額を加ぶる場合に於ては十五億九千六百萬クローネン、即ち總輸入額の四五%の多きに相當し、輸出の場合に於ても總輸出額二十七億三千百萬クローネンの中、同盟國への輸出額十三億四千五百萬クローネン、又之に右近接中立國との貿易を加ぶる場合に於ては十四億九千百萬クローネン、即ち總輸出額の五五%の多きに相當するが故に、右開戦に因る影響は獨逸の如く甚しからず、從て第一次歐洲大戰が主として壇國側の強硬論により獨逸が引摺られたる形勢ある理由を察するに足る。

## 第四節 聯合國巴里經濟會議決議

### 第一款 聯合國巴里經濟會議決議内容

大戰中英國は當初より獨逸、オーストリア・ハンガリーの諸國に對し嚴重なる封鎖を實行せんことを欲したが、アメリカは海洋の自由を主張して、戰爭中と雖もアメリカの船舶、人民は交戰國と自由に通商出来るといふ見解をとつた。そのために英米兩國はナポレオン戰爭の場合に於けるが如く衝突せんとした。イギリスからいへば右様アメリカ

が主張する海洋の自由説を容認すると折角英國の海軍力でドイツを封鎖してゐても、スウェーデン、ノルウェー、オランダを經由してドイツに軍需品物資が入る恐れがあるのである。それでイギリス政府は先づ大正三年九月五日ondonに於て英佛露の三國代表が會同し、單獨不講和の宣言を約した。次いで大正四年十二月九日付公文を以て三國政府は日本に對してもその宣言加入を勧誘し來つたが、日本は之に對し同意を與ふると同時に、南洋赤道以北に於けるドイツ植民地の領有權を繼承すること、及び山東に於ける獨逸の利權獲得に關し聯合國は日本を支持すべきことを密約せしめた。大正四年十二月には伊國も參戰し單獨不講和の宣言にも加入した。こゝに佛英伊日露五ヶ國間に單獨不講和に關する宣言が調印された。斯くて聯合國の陣容は強化せられたが米國も亦ルシタニア號擊沈を契機として大正六年四月二日參戰し、同八月には支那も聯合國側の勧誘に應じて參戰するに至つた。

之より先聯合國側に於ては獨逸其の他同盟國側に對する經濟封鎖を強化ならしむると共に戰時戰後に於ける聯合國間の經濟關係を一層密接ならしむる目的を以て英佛側の提議により一九一六年（大正五年）六月十四日より十七日に至る迄巴里に於て聯合國經濟會議を開催することとなつた。本邦政府に於ては前藏相男爵阪谷芳郎氏を首席代表として派遣し、之に駐佛田付參事官、駐英森財務官、鶴見農商務書記官、矢部大藏技師、田大藏書記官及杉村三等書記官を隨員として出席せしむることとした。本會議は佛國ブリアン首相を議長とし前後回數を重ねること五回に及んだが、他の聯合國よりは日本の他英、露、伊、葡、白、セルビアの八ヶ國代表者が出席した。又同會議に於ては隨員を併せて全出席者數八十五名の多きに及ぶと云ふ大會議であつた。而して同會議に於ては、（甲）戰時に對する措置、（乙）聯合國の商業、工業、農業及海運業の回復期に對する過渡的措置、（丙）聯合國間に於ける共助及協力の永久的措置の三問題に分ち討議を重ね、右討議の結果は之をアド・レフエレンダムの形式により決議として採用し、各國政府に對し事後承諾を求むることとした。